

事 務 連 絡  
令和2年7月22日

各地方公共団体担当者 殿

国土交通省 大臣官房  
社会資本整備総合交付金等総合調整室

社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化  
について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在宅勤務等の増加に伴う社会資本整備総合交付金等に係る事務手続の簡略化について」（令和2年5月8日付け事務連絡）において、社会資本整備総合交付金等に係る事務手続について、当面の間、公印の省略及び電子データによるデータの送付を可能とする旨、お知らせしていましたが、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）等において、全ての行政手続を対象として、原則、書面・押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、改めて今後の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

- 1 社会資本整備総合交付金等の各種申請書類等（別紙に掲げる要領等による提出することとされている申請書類等をいう。以下「各種申請書類等」という。）については、各地方公共団体の首長等の公印を押印の上、郵送いただいているところですが、今後、公印の押印を省略した書類の提出を可能とします。
- 2 また、各種申請書類等の提出方法については、今後、原則として、電子メールによるデータの送付とします。ただし、従来どおりの郵送での提出も受け付けます。  
※社会資本整備総合交付金システム（SCMS）を使用して提出することとされている書類については、従来通りシステムによる提出とします。
- 3 さらに、今後、できる限り速やかに社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の改修等を行い、各種申請書類等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにしますので、その時期については改めてご連絡いたします（年内目途）。
- 4 なお、令和2年5月8日付け事務連絡において、手続の簡素化を行った場合に後日改めて公印を押印した書類を郵送いただくこととしていましたが、上記1及び2を踏まえ、郵送は不要とします（電子メールによるデータ送付のみで構いません）。

以上

(別紙)

- 社会資本整備総合交付金交付申請等要領
- 社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- 社会資本整備総合交付金に係る計画等について
- 社会資本整備総合交付金の計画別流用について
- 沖縄振興公共投資交付金交付申請等要領（国土交通省）
- 沖縄振興公共投資交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- 東日本大震災復興交付金交付申請等要領
- 東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- 東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領
- 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付申請等要領（国土交通省）
- 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付申請等要領（国土交通省）
- 生活拠点形成事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領
- 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付申請等要領（国土交通省）
- 福島定住等緊急支援事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領
- 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付申請等要領（国土交通省）
- 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付申請等要領（国土交通省）
- 帰還環境整備事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領